



独立行政法人国際協力機構四国センターと「遺贈寄付」に関する協定を締結

百十四銀行（頭取 森 匡史）は、独立行政法人国際協力機構四国センター（以下、「JICA四国」という。）と、遺言希望者へ遺贈先の選択肢のひとつとしてJICA四国を無料で紹介することについて本日合意し、協定を締結しましたので、以下のとおりお知らせします。

当行は、今後も金融を通じて、持続可能な社会の実現に貢献してまいります。

記

1. 協定内容（遺言信託業務の相互紹介）

本協定により、当行とJICA四国は、遺言信託等により「遺贈寄付」を希望するお客さまを相互に紹介することが可能となります。（当行は提携先の株式会社山田エスクロー信託へお客さまを紹介します。）

2. 協定発効日

2025年8月1日（金）

3. 協定締結済法人等（順不同）

締結先	所在地
国立大学法人香川大学	香川県高松市幸町1番1号
日本赤十字社香川県支部	香川県高松市番町1丁目10番35号
公益社団法人日本ユネスコ協会連盟	東京都渋谷区恵比寿1丁目3番地1朝日生命恵比寿ビル12階
公益財団法人日本ユニセフ協会	東京都港区高輪4丁目6番12号ユニセフハウス
香川県および 香川県内全17市町の社会福祉協議会	各市町
独立行政法人国際協力機構四国センター	高松市鍛冶屋町3番地 香川三友ビル1階

以上